

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月5日
【四半期会計期間】	第144期第3四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 数原 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	03（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 蛇川 寿史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	03（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 蛇川 寿史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第3四半期連結 累計期間	第144期 第3四半期連結 累計期間	第143期
会計期間	自2017年1月1日 至2017年9月30日	自2018年1月1日 至2018年9月30日	自2017年1月1日 至2017年12月31日
売上高 (百万円)	49,160	45,262	67,247
経常利益 (百万円)	8,828	6,725	12,308
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	6,234	4,365	8,346
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,323	3,022	11,575
純資産額 (百万円)	85,448	91,055	89,700
総資産額 (百万円)	116,009	120,431	122,195
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	108.10	75.71	144.73
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.5	74.4	72.3

回次	第143期 第3四半期連結 会計期間	第144期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自2017年7月1日 至2017年9月30日	自2018年7月1日 至2018年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	27.87	75.71

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、2018年9月27日開催の取締役会において、下記の通り決議いたしました。

1. 契約解約について

当社は、1981年にNewell Brands Inc. (当時 Faber-Castell Corporation) との間で、水性ボールペンuni-ball等の当社一部商品に関する米国における独占的販売店契約を締結し、以降、同社を通じて米国市場で上記商品の販売を行ってまいりました。

今般、昨今の市場環境の変化にともない、米国市場における両社の販売方針を見直し、新たな事業展開を図るべく、当該契約を解約することで合意いたしました。

2. 契約解約の内容

当該契約を2019年12月31日付で解約することで同社と合意いたしました。なお、当該契約を解約したのちも、従来より行っているOEM取引その他の取引を通じて、引き続き同社との友好的な関係を維持、継続してまいります。

3. 契約解約の相手先の概要

(1) 名称	Newell Brands Inc.	
(2) 所在地	221 River Street, Hoboken, New Jersey 07030 USA	
(3) 代表者の役職・氏名	Michael B. Polk (CEO)	
(4) 事業内容	生活用品、筆記具等の製造販売	
(5) 資本金	509百万米ドル	
(6) 設立年月日	1903年	
(7) 大株主及び持株比率	The Vanguard Group, Inc. 10.09%、Capital World Investors 9.7%、Mr. Carl C. Icahn c/o Icahn Capital LP 6.96%、BlackRock, Inc. 6.2%、Glenview Capital Management, LLC and Larry Robbins 5.56% (2018年4月1日時点)	
(8) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社商品の販売。相手先商品のOEM。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

4. 契約解約の日程

2018年9月27日契約の解約の合意

2019年12月31日契約の解約日

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間(2018年1月1日から2018年9月30日まで)におけるわが国経済は、堅調な雇用・所得環境を背景として個人消費が底堅さを増し、企業業績においても回復基調で推移する一方で、地震や大型台風等の自然災害の影響などから一時的に景況感は悪化しました。また、米国トランプ政権の保護主義姿勢は更に強まり、米中における貿易摩擦の深刻化の懸念が払拭できないなか、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループが属しております筆記具業界におきましては、国内における堅調な企業収益の後押しを受けて、企業の購買意欲の高まりを感じるものの、お客様の心を掴み、市場を活性化することができるような新製品の投入には至らず、依然として停滞感が漂う状況が続いております。加えて、テクノロジーの進化やライフスタイルの多様化による流通変化の波は加速しつつあり、市場競争はますます激しさを増しております。

このような経営環境の中、当社グループは「最高の品質こそ最大のサービス」という社是のもと、高品質で高付加価値な商品開発に取り組んでまいりました。主な新商品は以下の3つであります。1つ目は、芯にかかる負担を軽減した新開発の多色用シャープリフィルに、先端強度に優れ、消しゴムで綺麗に消すことができる「ユニ ナノダイヤ カラー芯」を搭載した3色カラーシャープ「ユニカラー3」を発売いたしました。次に、消せるボールペン「ユニボール R:E」シリーズにおいて初のツインタイプ「ユニボール R:E2」を、最後に中身が透けるデザインのホルダーとリフィルを合わせて、手軽にかわいい自分好みのペンが作れる「スタイルフィット クリアコレクション」を新たに販売いたしました。当社グループは、「書く」「描く」ことを通じてお客様の生活に喜びや驚きを提供することを目指し、新たに筆記市場の一翼を担う商品の拡充に努めてまいりました。また、かねてより建替えを進めておりました本社新社屋が完成し、この折に横浜事業所の研究開発や生産管理機能を始めとする一部組織を集約し、さらなる生産性の向上や情報共有の活性化を図り、めまぐるしい市場の変化に迅速に対応するための環境づくりを進めております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は452億62百万円(前年同期比7.9%減)となりました。また営業利益は64億47百万円(前年同期比24.3%減)、経常利益は67億25百万円(前年同期比23.8%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は43億65百万円(前年同期比30.0%減)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

筆記具及び筆記具周辺商品事業は、国内市場は引き続き堅調に推移したものの、海外市場においては流通の変化や在庫調整の影響もあり厳しい販売状況となりました。この結果、外部顧客に対する売上高は434億56百万円(前年同期比8.0%減)となりました。また、その他の事業では、取り巻く環境は依然と厳しく、この結果、外部顧客に対する売上高は18億6百万円(前年同期比6.2%減)となりました。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

財政状態につきましては、当第3四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べて17億63百万円減少し1,204億31百万円となりました。これは主として現金及び預金が26億72百万円、受取手形及び売掛金が41億6百万円減少し、たな卸資産が20億75百万円、有形固定資産が25億68百万円増加したことによります。

負債は、前連結会計年度末に比べて31億19百万円減少し293億76百万円となりました。これは主として支払手形及び買掛金が7億72百万円、未払法人税等が17億90百万円、長期借入金が5億41百万円減少したことによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて13億55百万円増加し910億55百万円となりました。これは主として利益剰余金が27億60百万円増加し、その他有価証券評価差額金が13億28百万円減少したことによります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容の概要は以下の通りであります。

基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ．中期3ヵ年経営計画策定

当社は、2016年1月より2018年までの「創業130年からの再スタート」を基本方針とする中期3ヵ年経営計画に取り組んでおります。その重点方針として「筆記具事業の競争力の強化」、「将来への種まき」、「経営資源の強化」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。そうした継続的な努力や投資を可能にする収益基盤構築の第一歩として、まずは中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の再強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益に資するものであると考えております。

ロ．コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、社外取締役を2名選任することにより独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役3名を含む5名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2016年3月30日開催の第141回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部を改定した上で、改めて導入することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付け等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、第141回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第141回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（3）研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は22億45百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	257,145,168
計	257,145,168

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数 (株) (2018年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2018年11月5日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	64,286,292	64,286,292	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	64,286,292	64,286,292	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月1日～ 2018年9月30日	-	64,286,292	-	4,497	-	3,582

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,371,900	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 2,596,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,283,700	572,837	-
単元未満株式	普通株式 34,692	-	-
発行済株式総数	64,286,292	-	-
総株主の議決権	-	572,837	-

【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱鉛筆(株)	東京都品川区東大井五丁目23番 37号	4,371,900	-	4,371,900	6.80
(相互保有株式) 三菱鉛筆東京販売(株)	東京都品川区東大井五丁目22番 5号	1,129,200	-	1,129,200	1.75
三菱鉛筆九州販売(株)	福岡県福岡市博多区吉塚二丁目 20番21号	536,800	-	536,800	0.83
(株)ユニ物流	東京都品川区東大井五丁目23番 37号	930,000	-	930,000	1.44
計	-	6,967,900	-	6,967,900	10.83

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年1月1日から2018年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	47,265	44,593
受取手形及び売掛金	3 19,292	3 15,186
たな卸資産	15,250	17,325
その他	2,608	3,183
貸倒引当金	579	659
流動資産合計	83,836	79,629
固定資産		
有形固定資産	18,894	21,462
無形固定資産	826	990
投資その他の資産		
投資有価証券	16,691	16,511
その他	1,947	1,838
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	18,639	18,350
固定資産合計	38,359	40,802
資産合計	122,195	120,431

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,871	3,940
短期借入金	1,637	1,750
未払法人税等	2,136	346
賞与引当金	537	1,193
返品引当金	43	34
その他	5,517	5,219
流動負債合計	18,585	16,484
固定負債		
長期借入金	6,183	5,641
退職給付に係る負債	3,731	3,754
役員退職慰労引当金	87	99
環境対策引当金	14	3
その他	3,892	3,391
固定負債合計	13,910	12,891
負債合計	32,495	29,376
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,497	4,497
資本剰余金	3,721	3,721
利益剰余金	74,813	77,573
自己株式	3,946	3,946
株主資本合計	79,085	81,845
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,681	6,353
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	1,513	1,260
退職給付に係る調整累計額	26	99
その他の包括利益累計額合計	9,222	7,712
非支配株主持分	1,392	1,497
純資産合計	89,700	91,055
負債純資産合計	122,195	120,431

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)
売上高	49,160	45,262
売上原価	23,607	21,943
売上総利益	25,553	23,318
販売費及び一般管理費	17,040	16,871
営業利益	8,512	6,447
営業外収益		
受取利息	21	16
受取配当金	162	174
受取地代家賃	63	62
受取保険金	20	39
受取補償金	139	-
為替差益	64	103
その他	51	51
営業外収益合計	524	448
営業外費用		
支払利息	7	32
シンジケートローン手数料	121	39
売上割引	44	41
その他	34	57
営業外費用合計	208	170
経常利益	8,828	6,725
特別利益		
固定資産売却益	21	38
特別利益合計	21	38
特別損失		
固定資産除売却損	88	29
本社移転費用	-	376
工場再編損失	-	96
環境対策引当金繰入額	-	28
特別損失合計	88	530
税金等調整前四半期純利益	8,762	6,233
法人税等	2,343	1,667
四半期純利益	6,419	4,565
非支配株主に帰属する四半期純利益	184	200
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,234	4,365

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)
四半期純利益	6,419	4,565
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	618	1,328
繰延ヘッジ損益	32	0
為替換算調整勘定	144	285
退職給付に係る調整額	109	72
その他の包括利益合計	904	1,542
四半期包括利益	7,323	3,022
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,119	2,855
非支配株主に係る四半期包括利益	204	167

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当社の税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形(輸出手形を含む)割引高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
受取手形割引高	34百万円	58百万円

2. 債務保証

金融機関からの借入に対する債務保証額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
従業員	8百万円	6百万円

3. 四半期連結会計期間末日満期手形の処理については、当四半期連結会計期間末日が銀行休業日の場合には、満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより四半期連結会計期間末残高から除かれている四半期連結会計期間末日満期手形は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
受取手形	152百万円	164百万円
支払手形	64	65

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)
減価償却費	1,236百万円	1,397百万円
のれん償却額	88	92

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年1月1日 至 2017年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年3月30日 定時株主総会	普通株式	629	21.00	2016年12月31日	2017年3月31日	利益剰余金
2017年7月27日 取締役会	普通株式	659	22.00	2017年6月30日	2017年9月6日	利益剰余金

(注) 2017年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年3月29日 定時株主総会	普通株式	838	14.00	2017年12月31日	2018年3月30日	利益剰余金
2018年7月26日 取締役会	普通株式	838	14.00	2018年6月30日	2018年9月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2017年1月1日 至 2017年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	47,235	1,925	49,160	-	49,160
セグメント間の内部売上高又は振替高	9	17	27	27	-
計	47,244	1,943	49,188	27	49,160
セグメント利益	8,399	96	8,495	16	8,512

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	43,456	1,806	45,262	-	45,262
セグメント間の内部売上高又は振替高	11	18	30	30	-
計	43,467	1,824	45,292	30	45,262
セグメント利益	6,374	55	6,429	17	6,447

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	108.10円	75.71円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	6,234	4,365
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(百万円)	6,234	4,365
普通株式の期中平均株式数(株)	57,672,042	57,655,037

- (注) 1. 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は2018年10月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

(1) 理由

株主の皆様への利益還元と資本効率の向上および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため

(2) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(3) 取得し得る株式の総数

1,000,000株(上限)

(4) 株式の取得価格の総額

20億円(上限)

(5) 取得期間

2018年10月29日から2019年3月22日

(6) 取得の方法

東京証券取引所における市場買付

2【その他】

当社は2018年7月26日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおりに決議しております。

配当金の総額	838百万円
1株当たりの配当額	14円00銭
基準日	2018年6月30日
効力発生日	2018年9月6日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年11月5日

三菱鉛筆株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 敬二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱鉛筆株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年1月1日から2018年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。